

## LEGAL PARK

## ■ 学校アンケート結果報告（平成23年5月集計）

※ リーガルパークは、東京都23区内の公立小学校、中学校（1237校）及び都内全域の私立小学校、中学校（237校）を対象に、法教育に関するアンケートを行い、公立小学校（17校）、公立中学校（21校）及び私立小・中学校（23校）、計61校より回答が得られました。

1 平成20年改正の新学習指導要領により「法・きまり・ルール」に関する授業（法教育）のさらなる充実が求められるようになります（小学校は平成23年度、中学校は平成24年度から）。貴校では、「法教育」実施の対策を講じていますか。

- A はい（17校）      公立小学校（2）      公立中学校（9）      私立小・中（6）  
 B いいえ（44校）      公立小学校（15）      公立中学校（12）      私立小・中（17）

2 1でA（法教育授業の対策を講じている）と回答された学校にお聞きします。

2-1 どのような対策を講じていますか。またその対象年次は。

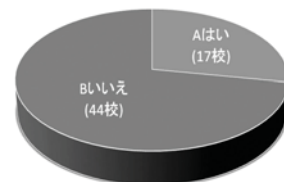
（公立小学校）

- 社会科見学として裁判所見学を組み込む、第6学年対象。
- 道徳の時間を中心に法や決まりを守ることの大切さを確認する。
- 体育の授業で全員が楽しんで運動できるルールをみんなで考えたり、それを守ったりする指導を行う、以上のこと等を全学年で指導している。

（公立中学校）

- 道徳の時間、社会科 公民的分野（第三学年）。
- 租税教室の実施。
- 昨年度、法曹関係者をゲストに招き法教育の授業を実施した。
- 毎年保護司に7～8名来校していただき講演を2時間弱生徒に聞かせています。
- 弁護士に来校してもらい裁判員制度について授業をして頂いている。（対象：中学3年生）
- 中3公民 弁護士会 模擬裁判講義授業。
- 第三学年において、模擬裁判等を実施した。その内容は、東京検察庁の夏の教員セミナーにおいて研修を受けたものである。
- 弁護士による出前授業 中学3年生。
- 東京弁護士会へ依頼するか社会科教員の指導により総合的な学習の時間または社会科において、法教育の授業を行うことを検討中である。

1. 貴校では「法教育」実施の対策を講じていますか。



## LEGAL PARK

### (私立小・中)

- 3学年で東京地裁へ傍聴へ行く（有志のみ）。
- 中学3年生は、クラスごとに刑事裁判の傍聴に行っています。
- 弁護士資格を有する社会科教員が公民科の授業を担当し、随時法教育の説明を行っている。
- 中学3年次：社会（公民）でのNIE，総合学習におけるディベート，裁判所見学。
- 高校2年次：政経・1年次現代社会で裁判員制度・少年法・犯罪被害者についての授業。
- 中学3年次「わたしたちの法」（現代人文社）権威，プライバシー，責任，そして正義。

### 2-2 法曹関係者と連携ないし協力依頼をしていますか。（複数可）

- a はい（11校）
  - ア 弁護士会（6校）
  - イ 法務省（3校）
  - ウ 裁判所（3校）
  - エ その他（2校）（保護司，都内法律事務所）
- b いいえ（5校）

### 2-3 （2-2でa回答のとき）法曹関係者とは、どのような連携

#### ・協力依頼をしていますか。（複数可）

- a 授業案作成（1校）
- b 教材作り（0校）
- c 教員と法曹関係者との合同授業（3校）
- d 法曹関係者の派遣授業（7校）
- e 教員への法教育のための講習等（3校）
- f 模擬裁判（8校）
- g 裁判傍聴（4校）
- h その他（0校）

### 3 1でB（法教育の対策をしていない）と回答した学校にお聞きします。

#### 3-1 貴校で、法教育の対策を講じていない理由はなんですか。（複数可）

- a 法教育の意義がよくわからない。（7校）
- b 法教育を担う人材がいない。（9校）
- c 法曹関係者の協力が得られない。（1校）
- d 法教育を行う財政的基盤がない。（5校）
- e 通常の授業のなかで足りているので、対策を講じる必要がない。（20校）
- f その他（11校）

### (公立小学校)

- 授業時数に余裕がない
- eに近いが、対策を講じる必要がないというわけではない。このように協力を得られる外部人材が容易にいればいいがなかなかそのような状況はない。また他の教科の時数もぎりぎり余裕がない。先生方も打ち合わせ等で時間を取れない等の制約があるので、その中でより良い方法を考えていかなければならないと感じる。
- 法教育の明確な位置づけ、各教科等の年間授業計画及び教員の意識付け。授業の中で関わりあっている面など、これからの準備を考えています。
- 法教育のカリキュラム案は都教委から届いている。担当者として明確な人はおいていないが、社会科主任が中心となり、各学年で法教育の理解を広めたり、法曹関係者と連携して授業を実践したりしていきたいと考えている。しかし、今年度は指導要領が変わり教科書も変わる激変の年でありなかなか対策を講じるまでに至っていない。
- 食育、環境教育、性教育、租税教育、情報教育、安全教育、キャリア教育、セーフティ教室、金銭教育、健康教育、人権教育・・・、学校が担っているものがたくさんある中で法教育の重要性は理解できるが。

(公立中学校)

- 機会を見つけて実施したいと思っているのですが、なかなか行き届きません。
- 平成24年度に向けて準備していく。
- 今の授業時数の中で今以上のことはできないので。
- 私自身が勉強不足。
- 職員に法教育の意識がない。
- 対策を検討中。

(私立小・中)

- 実施する時数が確保できない。

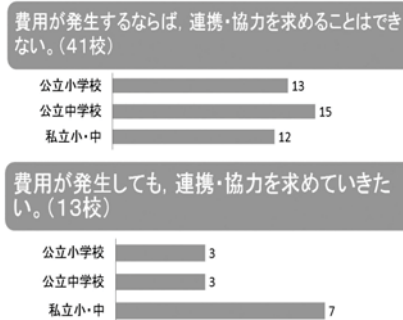
3-2 今後、貴校では法教育の対策を講じることを検討しますか。

- a 対策の必要性を感じているので、検討する。 (8校)
- b 関係各機関(文部科学省・教育委員会)の指導に従う。 (25校)
- c 対策を講じる予定はない。 (11校)

4 法教育授業実施につき、法曹関係者との連携ないし協力は必要だと思いますか。

- A 法曹関係者が主体となって授業を担って欲しい。 (6校)
- B 主体は教員だが、法曹関係者との全面的な連携、協力関係が是非とも必要である。 (17校)
- C 主体は教員だが、法曹関係者に協力してもらうことが望ましい。 (32校)
- D 教員で賄えるので、法曹関係者から時折アドバイスしてもらう程度でいい。 (4校)
- E 連携・協力の必要はない。 (0校)

5.法曹関係者との連携ないし協力体制を持つとき費用が発生するとしたら、その費用を貴校で負担できますか。



## LEGAL PARK

5 法曹関係者との連携ないし協力体制を持つとき（例えば弁護士の派遣授業など）、費用が発生するとしたら、その費用を貴校で負担できますか。

A 費用が発生するならば、連携・協力を求めることはできない。（4 1校）

公立小学校（1 3）／公立中学校（1 5）／私立小・中（1 2）

B 費用が発生しても、連携・協力を求めている。（1 3校）

公立小学校（3）／公立中学校（3）／私立小・中（7）

(1) 公立小学校 3,500 円（0）／5,000 円（0）／10,000 円（0）／15,000 円（1）  
20,000 円（0）／30,000 円（0）

(2) 公立中学校 3,500 円（0）／5,000 円（2）／10,000 円（0）／15,000 円（0）  
20,000 円（0）／30,000 円（0）

(3) 私立小・中 3,500 円（1）／5,000 円（1）／10,000 円（2）／15,000 円（0）  
20,000 円（1）／30,000 円（1）

6 貴校において、法教育授業を行うに当たっての不安点や問題点、実施上の支障などがありましたら、具体的にお聞かせください。

（公立小学校）

- 法曹関係者の方に入っていただけて行う授業時間の確保が難しい。（新学習指導要領実施で、最低限の教科書の内容を指導するだけでも、時間をすべて使ってしまう。）
- 都から「法」に関する教育カリキュラムという冊子が出ているが、その指導内容を見ると担当が普段の授業で指導していることであり、特別に新しい指導内容が加わったということではないように思える。普段の授業の中で行っている指導を「法教育」の視点から見直すということで対応できるが、小学校教育の中でも担い手の面が欠けていてこれからは是非加えなくてはいけないことがあったら、その情報の提供をお願いしたい。
- 今までの経緯の学習内容で「いっぱい」の状況であるので、組み込むことが難しい。実際に資料等が手元にないと授業・展開・指導方法など考えていくのが難しい。
- 教員への意識改革、〇〇教育が多いので、この法教育の必要性は十分理解しても、その位置づけは年間指導計画の中で触れる程度が現状だと思います。
- 5について  
大変申し訳ないことですが、費用が発生することは前面に出されてくると協力を依頼するのに二の足を踏みそうです。ただ学校としてゲストティチャーには1時間あたり数千円程度の謝礼を出すことは予算的には十分可能なはずですが。
- 具体的にどの教科で必要なのか、学習指導要領中第何条に該当するのか教えてほしいところである。学校の授業増の中で新しい内容を入れる余裕は全くないと思われる。

## LEGAL PARK

- 多方面でのジャンルでの出前授業・出張授業等が相当な時間すでに教育活動に組み込まれていて、なかなか時間を取ることができない（新学習指導要領全面実施のため、授業時間数も増加し、ゆとりがなくなっている）
- どの教科でやるのか、何の具体化していません。法教育授業ということをはほとんどの教員は知りませんし、必要性を論じたこともありません。

### （公立中学校）

- 授業時間数のゆとりがなく、なかなか踏み出せない現状があります。
- 旧知の法務省職員と「法教育」について勉強を重ねてきた。昨年度はその職員をゲストに招き、校長が授業を行った。費用については、かからないに越したことはない。法務局も協力的に積極的であり、学校としては無償で引き受けてくれるところをお願いすることになると思う。
- 授業時間数が足りないこと。金融教育、消費者教育、税の教育などいろいろなものを要求されて現場は困っています。
- 現段階では、予算的な措置が難しい。
- 相互連絡が取りづらいと思いました。本校で昨年度実施した時には私は午後6時前後まで時間に余裕がなく弁護士会に電話しても勤務時間外ということが多かったと思います。メールもなかなか使いにくいので、どうしたらいいかな？という時に相談できないのが残念でした。その他は大変良くしていただき、こちらの勉強にもなりました。
- 毎年社会科の授業で裁判官を招いて講演会を開いている。今後も続けていくつもりではあるが、弁護士派遣をお願いするとしたら、費用の点で無理が生じる。
- 最近の情報を常に入手したいと考えています。
- 授業時間数の確保。
- 法教育の意義はわかるが、教科書の内容を扱うだけで時間的に目いっぱいなので、なかなか+αのことができずいます。
- 教員の法に関する知識を充分にしておく必要があり、教材研究により時間をかける必要がある。専門家に一コマ、ピンポイントの内容を教えていただく方がよいのか迷うところです。
- これまでも法教育授業は行ってきたが、どの時間で何時間実施するかは課題である。

### （私立小・中）

- 法教育授業・講演・裁判傍聴等積極的に進めたいと思っております。よろしく願い致します。
- 授業時間の確保。2コマ連続必要だったりすると実施が難しくなるので放課後2時間が限界
- 社会科として法教育だけを教えるわけではありません。社会科の一分野としての法教育として考えているので、教科書中心で現在は考えております。一昨年まで地方裁判所の裁判官を招き、裁判員制度を含めた協力をお願いしました。
- 弁護士会が行っている法教育との差異は何か不明確。  
公立と私立で行う法教育のニーズには差異があると思われるがそのあたりの意識は足りないと思う。

## LEGAL PARK

- 模擬裁判などやってみたいことはありますが、時間割を組む都合上、まとまった時間が取れません。  
(本校では1学年6クラスありますが、6クラスまとめて授業する時間が取れない)、「受験科目(大学の)ではない」という理由から、学内でも支持を得られにくいのでできないこともあります。
- 負担できる費用については、今の段階ではわかりません。
- 具体的には検討中であり、何か申し上げる段階にありません。
- 法曹関係の方が生徒に学ばせたいことと、教員が生徒に学ばせたいと考える内容に多少の差異がある場合もあります。教員が法というものに理解を深める必要があると同時に、法曹関係者が学校教育にかかわろうと積極的に考えていただけるのであれば、学校教育とはどのようなものであるか、生徒の現状などについて理解を深めていただく必要があると思います。いずれにしても法曹関係者に限らず、教員以外の大人が学校教育にかかわっていただけることは、生徒の成長を考えても歓迎することだと思います。学校というのはとても閉鎖的なところなので。

以上

## ■ 弁護士会アンケート結果報告（平成23年2月集計）

※ リーガルパークは、平成22年12月に全国の単位弁護士会（55弁護士会）対象にアンケートを実施し、平成23年2月までに20弁護士会からの回答が得られました（回答率約36%）。

### I 法教育活動に関する専門委員会の有無

1 現在、貴会において、弁護士会として法教育の活動を行っていますか。

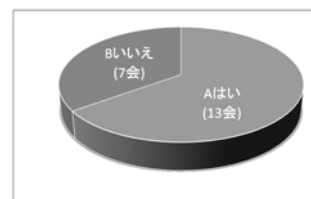
- A 法教育活動に取り組んでいる。 (13)  
B 法教育活動を行ない。 (7)

1-1 法教育活動に特化した専門委員会がありますか。

- a 専門委員会あり (13) b 専門委員会なし (7)

1. 現在、弁護士会として法教育活動を行っていますか。

1-1. 法教育活動に特化した専門委員会がありますか。



2 上記1-1で、a（専門委員会あり）と回答された弁護士会にお聞きます。

当該専門委員会に所属する委員会メンバーは、現在、何名ですか。また、年齢構成、期別構成で多い層はどれですか。

- 会員数 20名以内 (5) (福井, 三重, 鹿児島, 奈良, 岡山)  
21名～50名 (4) (茨城, 千葉, 京都, 愛媛)  
100名以上 (3) (愛知, 東京, 大阪)  
年齢 若い (11) 中堅 (1) 年配 (0)  
期別 50期以降 (12) 40期 (0) 30期 (0) 20期以前 (0)

3 上記1-1で、b（専門委員会なし）と回答された弁護士会にお聞きます。

3-1 現在、法教育活動を主として担当している委員会あるいは部署はどこですか。

(福島) 市民生活被害対策委員会

(長野) 子どもの権利委員会

(新潟) 子供向けの各種講師派遣は、消費者、子ども、憲法、人権委員会で取り組んでいる。

3-2 法教育の活動をする専門委員会の立ち上げの予定はありますか。

- a あり (2) (長野「法教育委員会」H23.4設置、釧路H23頃設置予定)  
b なし (4)

### II 法教育活動の具体的態様

上記I-1で、A（法教育活動に取り組んでいる）と回答された弁護士会にお聞きます。該当するものすべてにお答え下さい。

1 貴会が具体的活動として行っているものはなんですか。

- A 裁判傍聴 a 小学生対象 (4)  
b 中学生対象 (7)  
c 高校生対象 (6)  
d 大学生・一般対象 (4)

B 特別な場所（弁護士会館・裁判所）等に誘致しての模擬裁判

- a 小学生対象 i 民事裁判 (2) ii 刑事裁判 (3)

## LEGAL PARK

- b 中学生対象
    - i 民事裁判 (3)
    - ii 刑事裁判 (7)
  - c 高校生対象
    - i 民事裁判 (1)
    - ii 刑事裁判 (6)
  - d その他対象 (1)
- C 学校への出張授業
- a 小学生対象
    - ア 法律家の職業紹介 (3)
    - イ いわゆるルールづくり (4)
    - ウ 模擬裁判
      - i 民事裁判 (1)
      - ii 刑事裁判 (1)
    - エ その他 (1)
      - 正義公平などをテーマとした授業 (福井)
  - b 中学生対象
    - ア 法律家の職業紹介 (8)
    - イ いわゆるルールづくり (8)
    - ウ 模擬裁判
      - i 民事裁判 (1)
      - ii 刑事裁判 (9)
    - エ その他 (5)
      - ディベート等 (愛知)
      - 正義公平などをテーマとした授業 (福井)
      - 学校からのリクエストにこたえる形の授業 (鹿児島)
      - ジュニアロースクールでの模擬調停 (千葉)
  - c 高校生対象
    - ア 法律家の職業紹介 (9)
    - イ いわゆるルールづくり (4)
    - ウ 模擬裁判
      - i 民事裁判 (0)
      - ii 刑事裁判 (7)
    - エ その他 (3)
      - 学校からのリクエストにこたえる形の授業 (鹿児島)
      - 交通事故, いじめ, 少年事件, 契約等の授業を行っている (大阪)
  - d その他対象
    - 大学 (東京)
- D その他の具体的な法教育活動
- 毎年7月～8月頃サマースクール実施 (愛知)
  - ジュニアロースクール (年1回), 高校生模擬裁判選手権福井県予選 (年1回) (福井)
  - 依頼があった時に, 出張授業など (釧路)
  - 年1回中学生対象ジュニアロースクール, 月1回市民法律講座 (一般市民対象), 裁判員制度学習会, 学校の教師対象の講義 (奈良)
  - 年2回のジュニアロースクールが基本で, 残りは学校の要請を受けて随時行っています (千葉)
  - ジュニアロースクール, シンポ, 高校生模擬裁判選手権大会, 教員向け研修, 現場教員との連携, 小学校での授業研究会への出席, 中学校の職業体験生徒の受け入れ等 (大阪)
  - 岡山大学法学部と教材作成・指導を共同したジュニアロースクールの実施 (岡山)
- 2 法教育授業を行う際に, 何か教材を使っていますか。それはどのようなものですか。
- a 使っていない。 (3)
  - b 使っている。 (9)
    - ア 市販の書籍ないし教材 (3)
      - 『初めての法教育』 (茨城)
      - 『ひまわりはあなたのために咲いています』『裁判員制度』 (日弁連) など (奈良)
    - イ 独自の教材を製作している (8)
      - 「法むる一む」「ジュニア版法むる一む」「出張授業マニュアル」 (大阪),
      - 「はじめての法教育」 (岡山)



- 「裁判傍聴ってな〜に？」（東京）

2-1 独自の教材を製作して使っている場合、他弁護士会や当法人に情報提供は可能ですか。

- i 提供できる。(3)
- ii 条件次第では提供できる。(4)
- iii 提供できない(0)

3 貴会で行う法教育活動は、有料ですか、無料ですか。

3-1 対象の学校への費用請求について

- a 交通費等の実費も含め対価をもらっているものはない(すべて無料)。(9)
- b 交通費等の実費は請求するが、日当等に相当する対価はもらっていない。(1)
- c 実費以外に費用を請求している(有料)。(1)

\* 具体的な金額をお答え下さい。

- 職業紹介、その他の出張授業 10,000円(岡山)
- 出張授業については、平成22年秋から、大阪府下の全高校を対象に無料で弁護士を派遣する事業を開始しました(現時点では、40校計205クラスに弁護士を派遣し、約7500名の生徒に授業を行った)。担当弁護士への支払いは弁護士会の予算から行っており、授業1コマ金10,000円です。授業テーマは弁護士の仕事、少年事件、男女間の法律問題、家族・親子の法律問題、刑事事件と裁判員裁判、労働問題、交通事故、消費者問題、多重債務問題に限定しており、上記条件以外の出張授業については、有料となっており、原則として授業1コマ10,000円(交通費込)を学校に負担していただいています。裁判傍聴、誘致しての模擬裁判は無料ですが、出張して模擬裁判指導を行う場合は、有料であり、学校側と特別に協議して決めています。(大阪)

3-2 担当弁護士へ実費支払い、報酬等について

- a 交通費等の実費を含めすべて無報酬である。(0)
- b 交通費等の実費は支払っている。(1)
- c 日当ないし報酬を出している。(10)
  - (愛知) 出前授業については1日10,000円(一律)・サマースクールは日当なし
  - (福井) ア:裁判傍聴(なし) イ:誘致しての模擬裁判(なし)  
ウ:出張授業 ①職業紹介(なし,対象外)②ルール作り(20,000円)③模擬裁判(20,000円)④その他の出張授業(20,000円)  
エ:その他の法教育活動(なし)
  - (茨城) イ:誘致しての模擬裁判(10,000円~20,000円)  
ウ:出張授業(10,000円~20,000円)
  - (奈良) ア:裁判傍聴(なし) イ:誘致しての模擬裁判(なし)  
ウ:出張授業①~④およびエ:1名が概ね3時間以内の講義を行った場合21,000円以内、複数名が概ね3時間以内の講義を行った場合42,000円以内
  - (岡山) ア:裁判傍聴(なし) イ:誘致しての模擬裁判(なし)  
ウ:出張授業 ①職業紹介(30,000円会規にある講師料),  
③模擬裁判(30,000円但し学校から受けた費用は控除),  
④その他の出張授業(30,000円会規にある講師料)
  - (愛媛) イ:誘致しての模擬裁判(弁護士1人に2万円程度)

3-2-1 弁護士への実費分、報酬等を支払っている場合、その原資は。

- i 対象学校に請求する実費ないし日当・報酬 (1)
- ii 弁護士会の担当委員会の予算の範囲で賄う。(7)
- iii 弁護士会で弁護士報酬の特別な財政原資を確保している。(3)
- iv その他 (0)

## LEGAL PARK

### Ⅲ 法教育活動に対する取り組みの姿勢や問題点等

- 1 貴会において、Ⅱでお聞きした法教育授業以外に、法教育に関し、取り組んでいることがあれば、具体的にお聞かせ下さい。
  - 当会の法テラスの弁護士が地域の学校と交流している。個別の会員に単発的に講演依頼（消費者法）があることなどがある。（函館）
  - 名古屋法教育研究会（名古屋市教育委員会公認の社会科教論と法教育特別委員会所属弁護士による新しい教材開発のための研究実践）（愛知）
  - 大学の研究者（社会科教育専攻）、学校現場の教員、弁護士による法教育研究会を年数回実施している。（福井）
  - 教員との意見交換会の開催、教員とのMLの開設、教材作成の補助（茨城）
  - 学校教師との懇談会（奈良）
  - 公民科研究会や校長会へ参加、法教育推進プロジェクトへ参加（京都）
  - 弁護士会の公式の組織ではありませんが、このたび、「法むる一むネット」という組織を立ち上げ、現場教員と弁護士が情報交換、共同研究等を行うこととなりました。また、従来からも、シンポジウムや報告会を弁護士会で開催する場合は、教職員にも参加して意見をいただいています。教材の「法むる一む」や「出張授業マニュアル」も、作成・改訂する際に現場教員から意見を述べていただき、参考にしています。（大阪）
  - 岡山法教育研究会を組織した。ただし、学校の先生の参加が現在なくなった。教員研修会があれば出講している。ただし現場の先生が自主研修として法教育を求める気運がなくここ2年ほど話がない。（岡山）
  
- 2 法教育活動を実施するに際し、あるいは実施していないことに関し、障碍となることや実施上の問題点等があれば、具体的にお聞かせ下さい。
  - 会の規模が小さい（函館）
  - 弁護士の人数不足（山口）
  - 学校のスケジュールがタイトなため時間を割いてもらえない（茨城）
  - 対外的な活動は平成23年度からと考えており、現在はその充電期間ととらえています。当面、県市の教育委員会にアプローチする予定です。（三重）
  - 弁護士が授業を行うのではなく、教員が行う法教育をサポートする形態を最終的な目標としているが、現状では、現場から丸投げされている。どのように目標を達成していくかの過程が検討課題である。（鹿児島）
  - 学校予算がなくボランティアで進めていくしかないこと、（奈良）
  - マンパワー不足、法教育に関する知識経験の不足等（新潟）
  - すべての生徒に対して、弁護士が出張授業等を実施できるのが望ましいのですが、弁護士の数に比して、学校の生徒の数は膨大であり、マンパワー不足は否めません。教職員が法の理念を理解したうえで、教職員自身によって法教育が実施できる体制を作っていくことが必要ですが、そのためには地道な努力を続けていく必要があると思います。（大阪）
  - 現場の無関心さ「法に関する学習」が導入されたことはわかっているみたいであるが、今のところ多くある〇〇教育の一部としか思われていない。「法教育」という語を関係しようとする人が自分たちの業種に引き寄せて使っているが、結局は「シティズンシップ教育（教育基本法上の政治教育）のうち法律家が協力できる分野のはずなのに、消費者問題や裁判員教育に過度に引き寄せている。（岡山）
  - ボランティアで無償で活動するには限界がある。（愛媛）